

長崎県立大学大学院人間健康科学研究科履修規程

〔平成20年4月1日
規程第19号〕

改正 平成22年4月1日規程第21号
改正 平成26年2月4日規程第3号
改正 平成27年3月3日規程第48号
改正 平成27年5月12日規程第76号
改正 平成29年2月7日規程第4号
改正 平成29年11月27日規程第22号
改正 平成30年3月6日規程第20号

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎県立大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第20条の規定に基づき、人間健康科学研究科（以下「本研究科」という。）の教育課程及び履修方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究指導教員)

第2条 修士論文又は博士論文の作成に関する指導は、修士課程及び博士前期課程については研究指導教員が、博士後期課程については、主研究指導教員及び副研究指導教員がこれにあたる。

- 2 学生は、入学後、定められた期日までに、修士課程及び博士前期課程については希望する研究指導教員を、博士後期課程については主研究指導教員1名と副研究指導教員2名を学長に届け出なければならない。
- 3 学長は、前項の届け出に基づき研究指導教員、主研究指導教員及び副研究指導教員を決定し、学生に通知する。

一部改正 [平成27年規程第48号]

(授業科目及び単位数)

第3条 授業科目、配当年次及び単位数その他履修に関する事項は、別表第1のとおりとする。

一部改正 [平成22年規程第21号、平成26年規程第3号、平成27年規程第76号
平成29年規程第4号、第22号、平成30年規程第20号]

(履修科目の届出)

第4条 学生は、指導教員と相談のうえ履修しようとする科目を決定し、所定の期日までに「履修届」を提出しなければならない。

- 2 学部授業科目を聴講しようとするときは、授業科目担当教員の承認を得たうえで、聴講できるものとする。

(履修の禁止)

第5条 履修の禁止については、長崎県立大学看護栄養学部履修規程第6条の規定を準用する。

(試験、追試験、再試験及び不正行為)

第6条 試験、追試験、再試験及び不正行為については、長崎県立大学看護栄養学部履修規程第9条、第10条及び第14条の規定をそれぞれ準用する。

一部改正 [平成27年規程第48号]

(修士論文及び博士論文の審査)

第7条 修士論文の審査は、公開の研究発表会後、研究科専任教員の投票によって行う。

2 博士論文の審査は、予備審査及び本審査によって行う。

(修了に必要な単位数)

第8条 大学院学則第37条第1項に規定する所定の単位数は、看護学専攻(修士課程)の場合は、別表第1に掲げる必要単位以上とし、栄養科学専攻(博士前期課程)の場合は、30単位以上とする。

2 大学院学則第37条第3項に規定する所定の単位数は、必修科目20単位とする。

追加[平成29年規程第4号]、一部改正[平成29年規程第22号]

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、履修方法等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年4月1日規程第21号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成26年2月4日規程第3号)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

2 平成26年3月31日現在本研究科に在籍している者(以下「在学者」という。)及びこの規程施行後在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の長崎県立大学大学院人間健康科学研究科履修規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成27年3月3日規程第48号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年5月12日規程第76号)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 平成28年3月31日現在本研究科に在籍している者(以下「在学者」という。)及びこの規程施行後在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の長崎県立大学大学院人間健康科学研究科履修規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成29年2月7日規程第4号)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 平成29年3月31日現在本研究科の修士課程、博士前期課程及び博士後期課程に在籍している者で、平成29年4月1日以降も引き続き同じ課程に在籍する者(以下「在学者」という。)並びにこの規程施行後在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の長崎県立大学大学院人間健康科学研究科履修規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成29年11月27日規程第22号)

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 平成30年3月31日現在本研究科博士後期課程に在籍している者(以下「在学者」という。)及びこの規程施行後在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の長崎県立大学大学院人間健康科学研究科履修規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 3 月 6 日規程第 20 号）

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年 3 月 31 日現在本研究科博士前期課程に在籍している者（以下「在学者」という。）及びこの規程施行後在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の長崎県立大学大学院人間健康科学研究科履修規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1(第3条関係)

(1) 人間健康科学研究科 看護学専攻(修士課程)

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			備考	
			必修	選択	自由		
看護学 共通科目	看護研究の理論と方法	1	2			『看護学実践分野』 看護学共通科目より必修科目及び「ヘルスアセスメント」を含み12単位以上、看護学専攻科目看護学実践分野科目の18単位、合計30単位以上を修得する	
	看護理論	1	2				
	保健・医療政策論	1・2	2				
	保健統計演習	1・2		2			
	ヘルスアセスメント	1・2		2			
	メンタルヘルス	1・2		1			
	グローバルヘルス	1・2		1			
	医療経済・地域経済特論	1・2		2			
	行政・組織特論	1・2		2			
	生活習慣病予防論	1・2		1			
看護学 専攻科目	看護学実践 分野科目	看護学実践特論	1		2	『公衆衛生看護学分野』(保健師免許の取得を希望する者) 看護学共通科目より必修科目及び「保健統計演習」「医療経済・地域経済特論」「行政・組織特論」を含み13単位以上、看護学専攻科目公衆衛生看護学分野科目の45単位、合計58単位以上を修得する	
		看護学実践演習	1		6		
		看護学実践特別研究	2		10		
	公衆衛生看護学 分野科目	専門科目 I	疫学	1			2
			保健統計学	1			2
			保健医療福祉行政論	1			1
			公衆衛生看護学原論Ⅰ	1			1
			公衆衛生看護学原論Ⅱ	2			1
			地域診断論	1			3
			活動展開・支援技術論	1			3
			対象別・健康課題別各論	1			3
			ケアシステムマネジメント論	1			1
			公衆衛生看護管理論	2			2
		専門科目 II	公衆衛生看護学セミナーⅠ	1			2
			公衆衛生看護学基礎実習Ⅰ	1			3
			公衆衛生看護学基礎実習Ⅱ	1			2
			公衆衛生看護学基礎実習Ⅲ	1			1
			環境保健特論	2			1
			健康危機管理特論	2			1
			公共性特論	2			1
社会調査法	1		2				
保健情報特論	2		1				
公衆衛生看護学セミナーⅡ	2		2				
公衆衛生看護学発展実習Ⅰ	2		2				
公衆衛生看護学発展実習Ⅱ	2		2				
実践研究	1～2		6				

(2) 人間健康科学研究科 栄養科学専攻 (博士前期課程)

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			備考
			必修	選択	自由	
基礎栄養科学領域	細胞生化学特論	1・2		2		・領域共通科目4単位、専門科目14単位、計18単位を必修とする ・専攻内の10単位以上を選択必修とする ・研究科内の他専攻の科目についても修了にかかる単位数として認める
	栄養生理学特論	1・2		2		
	機能形態学特論	1・2		2		
	代謝栄養学特論	1・2		2		
	高分子化学特論	1・2		2		
	食品衛生学特論	1・2		2		
	食品機能学特論	1・2		2		
	栄養疫学特論	1・2		2		
実践栄養科学領域	保健栄養学特論	1・2		2		
	臨床栄養学特論	1・2		2		
	生活習慣病医療学特論	1・2		2		
	栄養診断学特論	1・2		2		
	健康体力科学特論	1・2		2		
	栄養管理学特論	1・2		2		
	調理科学特論	1・2		2		
	給食経営管理学特論	1・2		2		
通領域目共	栄養科学特論	1	2			
	栄養科学演習	1	2			
科専門	栄養科学特別研究 I	2	10			
	栄養科学特別演習 I	1~2	4			

(3) 人間健康科学研究科 栄養科学専攻 (博士後期課程)

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			備考
			必修	選択	自由	
援研究目支	基礎栄養科学特講	1	2			
	実践栄養科学特講	1	2			
導研究目指	栄養科学特別研究 II	1~3	12			
	栄養科学特別演習 II	1~2	4			